

インフルエンザ予防接種を前倒しで実施します

インフルエンザが全国的に流行しており、中部保健所管内でも感染が広がっています。小さな子どもや高齢者、基礎疾患のある方は重症化する場合があるため、注意が必要です。

市では、今季の感染状況を踏まえ「花巻市こども（妊婦）のためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業」および「高齢者の定期接種」のスケジュールを当初の10月1日開始から約2週間前倒しして、9月16日以降、接種準備の整った医療機関から順次、接種を開始しています。

インフルエンザは予防接種を受けてから免疫がつくまで約2週間かかりますので、早めの接種をご検討ください。

1 こども・妊婦のインフルエンザ予防接種について（任意接種）

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こども・妊婦のインフルエンザ予防接種費用を助成しています。

（1）助成の対象者、助成金額

区分	助成の対象者	助成金額	
こども	市内に住所がある令和8年10月1日時点で生後6か月以上、中学3年生までの人	生後6か月～小学生	1回につき3,000円を上限に皮下接種は2回まで助成、経鼻接種は2歳以上が対象で1回の助成
		中学生	1回につき3,000円を上限に皮下接種、経鼻接種ともに1回の助成
妊婦	市内に住所があり、接種時点で妊娠している人	1回につき3,000円を上限に1回の助成	

（2）助成期間

9月16日（水）～12月31日（木）に接種を受けた分

（3）申請方法

助成を受けるには事前に市への申請が必要です。令和8年度の申請受付は、7月21日から開始しています。申請はオンラインのほか、健康づくり課、各総合支所の健康づくり窓口、または郵送で受け付けています。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

①8月末までに申請された方には、9月中旬に予診票を送付しています。

②9月以降に申請された方には、10月から順次予診票を送付します。

助成の対象者で今後接種を希望する方は、予診票が届き次第、接種できます。



▲インフルエンザ
（こども）



▲インフルエンザ
（妊婦）

（4）申請期限

①オンラインで申請：11月27日（金）まで

②健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口で申請：12月4日（金）まで

③郵送で申請：12月4日（金）必着

※①②③ いずれも申請から2週間前後で予診票を送付します

2 高齢者のインフルエンザ予防接種について（定期接種）

高齢者のインフルエンザ予防接種は、個人の発症予防及び重症化予防のため、主に65歳以上の人を対象とした定期接種に位置づけられています。定期接種の対象者には、インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種の案内及び予診票を同じ封筒に入れて、9月中旬に送付しています。

- 接種期間：9月16日（水）～令和9年1月31日（日） ※こども・妊婦と接種終了日が異なります
- 対象者：市内に住所があり、接種日時点で次のいずれかに該当する人
 - ①65歳以上の人
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を交付されている人
- 接種費用：自己負担額2,100円
（生活保護世帯は無料ですが、生活保護受給証明書の提出が必要です）
※市外の医療機関で接種すると、自己負担額が変わる場合があります



▲インフルエンザ
（高齢者）

※高校生から64歳までの方のインフルエンザ予防接種について（任意接種）

接種を希望する場合は任意接種となるため、全額自己負担となります。詳しくは、接種を希望する医療機関へお問い合わせください。

【接種開始の前倒しを行っている医療機関について】

こども・妊婦の予防接種申請者及び高齢者の定期接種対象者には、個別通知に接種医療機関の一覧を同封しています。9月中に接種を希望される方は、事前にご希望の医療機関へワクチンの在庫状況などをお電話でご確認のうえ、接種するようお願いします。

【参考】高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種について

1 高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種（定期接種）

高齢者や基礎疾患のある人にとって、新型コロナウイルス感染症の重症化・死亡リスクはインフルエンザと同等かそれ以上と指摘されており、日本感染症学会、日本呼吸器学会、日本ワクチン学会の3学会は、令和8年9月1日、高齢者への新型コロナウイルスワクチンの定期接種を「強く推奨する」との共同見解を発表しています。



▲新型コロナ

高齢者の方は、今年からインフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種の案内及び予診票が同じ封筒に入って届きますので、ご注意ください。

- 接種期間：10月1日（木）～令和9年1月31日（日）
※高齢者のインフルエンザ予防接種の開始日と異なります
- 対象者：市内に住所があり、接種日時点において下記のいずれかに該当する人
 - ①65歳以上の人
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を交付されている人
- 接種費用：自己負担額6,400円
（生活保護世帯は無料ですが、生活保護受給証明書の提出が必要です）
※市外の医療機関で接種すると、自己負担額が変わる場合があります
- ワクチンの種類：定期接種として5種類のワクチンがあり、医療機関によって取り扱うワクチンの種類が異なります。各医療機関でどのワクチンを接種できるかについては、10月1日以降、健康づくり課または各医療機関にお問い合わせください

2 高齢者以外の方の予防接種（任意接種）

定期接種対象者以外の方が接種を希望する場合は任意接種となるため、全額自己負担となります。詳しくは、接種を希望する医療機関へお問い合わせください。